

不燃

資源物の分別にご協力ください。

不燃ごみ

50cmまたは5kgを超えるものは粗大ごみになります。

陶磁器類、ガラス製品、鏡
刃物、はさみ、釘や針などの鋭利なもの、
プラスチックやゴムなどの可燃物と金属の混合製品、
傘(1回に4本まで)



【出す際の注意点】

刃物、割れ物、ガラスなどは購入時の箱などに入れるか、新聞紙や布で包み、有料袋に直接「鋭利なもの」「割れ物あり」とマジックなどで書いて出してください。

傘については、飛び出している場合でも回収できます。(1回4本まで)

※不燃ごみ袋に半分以上入るサイズで出してください。
(ミニ袋等で半分まで入りきっていない場合は回収しません。)

①傘以外のもので一番長い部分が50cmを超えるか、②単品での重量が5kgを超えるもの、または、③袋の口が縛れないものは粗大ごみで出してください。

粗大ごみとなる主な例

・5本以上の傘をまとめて排出する場合



・5kgを超える炊飯器(5kg以下は不燃ごみ扱い)



不燃ごみ袋のバラ売り(1枚単位での販売)をご活用ください。

ごみ袋販売店のうち、バラ売り対応店では1枚単位での購入ができます。

ごみをため込まず計画的に排出しましょう。不要品を計画的に捨てることは、災害時のがれき等を減らし減災効果があります。



他県で充電池から発火したために炎上したりリサイクル施設

発火した電子たばこ



有料袋 必要

月2回収集

1回に10袋まで



充電池が取り外せない製品群は令和5年6月から「有害ごみ」扱いです。
充電池を破砕すると電池が発火することがあります。
不燃ごみには入れずに必ず「有害ごみ」(23ページを参照)として排出してください。

※画像提供: 容器包装リサイクル協会